

石川県教育委員会事務局等処務規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(職務専念の義務免除の手續) 第七十一条 職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年石川県条例第二十七号)に基づき、職務に専念する義務の免除(以下「義務免」という。)を受けようとするときは、その理由、期間等を記載した書面により所属長の承認を受けなければならない。ただし、義務免を受けようとする日数が引き続き八日以上にわたる場合又は職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第五号)第十二号に該当する場合は、教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第二(第十四条関係) 本庁の課長の共通の専決事項 略</p> <p>本庁の課長の個別的専決事項</p> <p>庶務課長 略 教職員課長 略 学校指導課長 略 生涯学習課長 略 1 5 4 略</p> <p>5 石川県立自然史資料館管理規則(平成十八年石川県教育委員会規則第 号)</p> <p>(1) 第四条の規定による開館時間等の変更</p> <p>文化財課長 略 スポーツ健康課長 略</p>	<p>(職務専念の義務免除の手續) 第七十一条 職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年石川県条例第二十七号)に基づき、職務に専念する義務の免除(以下「義務免」という。)を受けようとするときは、その理由、期間等を記載した書面により所属長の承認を受けなければならない。ただし、義務免を受けようとする日数が引き続き八日以上にわたる場合又は職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第五号)第十一号に該当する場合は、教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第二(第十四条関係) 本庁の課長の共通の専決事項 略</p> <p>本庁の課長の個別的専決事項</p> <p>庶務課長 略 教職員課長 略 学校指導課長 略 生涯学習課長 略 1 5 4 略</p> <p>文化財課長 略 スポーツ健康課長 略</p>